

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

目次

◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可 (二件) (農村整備課)

県営土地改良事業計画の決定 (〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (〃)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (会計課)

◇ 告 示 林業改良指導員資格試験の合格者 (林務課)

告 示

鳥取県告示第七百二十号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を平成七年九月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十一号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、江府町土地改良区の定款の変更を平成七年十月二十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十二号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営ふるさと農道緊急整備事業第三南大山区農道整備) に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧に供する期間
 - 三 縦覧に供する場所
 - 四 異議の申立て
- 土地改良事業計画書の写し
平成七年十一月七日から二十日間
江府町役場及び溝口町役場

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百二十三号

溝口町が行う土地改良事業（単県土地改良事業宮原地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年十一月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年二月十七日 鳥取県指令受都計三二二第二六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字国道西二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市夜見町二五〇三―四

株式会社 サンテック

代表取締役 秋末 光司

鳥取県告示第七百二十五号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成七年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
米子信用金庫 皆生支店	売りさばき場所	米子市皆生一 九三九―二	米子市皆生温泉二 丁目三―一	平成七年十一月一日

公 告

平成7年10月12日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成7年11月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 河 井 美紀子 矢 島 匡 章 倉 三 橋 路 枝 関 根 真 理
- 佐々木 理也子 福 本 靖 子 高 枝 道 田 田 貴 之
- 久 郷 敦 子 清 水 由 紀 子 角 昌 圭 村 東 憲 和
- 福 新 佳 子 米 澤 朋 裕 子 大 野 塚 圭 子 浩 東 保 行